

平成25年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

1. 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定議案について…… 1

(所管事項説明)

1. 農林水産物のブランド化戦略について……………	9(別添1)
2. 農地中間管理機構について……………	10(別添2)
3. 米の産地偽装事案への対応について……………	12
4. 新しい米(水田農業)戦略の基本方向について……………	15(別添3)
5. 特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について……	17(別添4)
6. みえ森と緑の県民税について……………	18(別添5)
7. 水源地域の保全に関する取組について……………	20
8. 新素材を活用したアサリ増養殖の取組と成果について……	22(別添6)
9. シラスウナギ特別採捕の規制強化について……………	24
10. 各種審議会等の審議状況の報告について……………	25

平成25年12月
農林水産部

(議案補充説明)

1 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第 191 号「三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県地方卸売市場」について、平成 26 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県地方卸売市場条例（平成 18 年三重県条例第 73 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県地方卸売市場
- (2) 設置場所 三重県松阪市小津町 800 番地

3 指定管理候補者の名称等

所在地 松阪市小津町 800 番地
名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 山下 純一郎

4 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 25 年 7 月 25 日から平成 25 年 7 月 31 日まで行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。

・みえ中央市場マネジメント株式会社（松阪市小津町 800 番地）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

・指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 内山 智裕（国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科准教授）
副委員長 松井 隆宏（国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科准教授）
委員 岩田 広子（公認会計士岩田広子事務所）
委員 三田 泰久（株式会社アーリー・バード 代表取締役）
委員 谷ノ上 千賀子（株式会社百五経済研究所 主任研究員）

イ 審査の経過

平成 25 年 5 月 2 日 第 1 回選定委員会(審査基準・配点表の決定)

平成 25 年 8 月 22 日 第 2 回選定委員会(第 1 次審査(書面審査))

平成 25 年 9 月 17 日 第 3 回選定委員会(第 2 次審査(ヒアリング審査及び総合判定))

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果(評価点数)

みえ中央市場マネジメント株式会社(評価点／満点 376 点／480 点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 松阪市小津町 800 番地

名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社

代表者 代表取締役 山下 純一郎

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果を踏まえ、「みえ中央市場マネジメント株式会社」は、

- ・現指定管理者で、市場関係事業者で組織された団体であり、市場の設置目的、役割を十分に認識しているとともに、市場全体をマネジメントできる人材の確保と組織体制の整備、また、安定した財務基盤と適切な収支計画のもと、十分に市場の管理、運営が可能であると見込まれること
- ・施設利用料金の軽減や減免基準の継続の他、場内事業者等への新たなサービスの提案がされており、市場活性化が期待されることなどを評価し、指定管理候補者に選定しました。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

指定管理候補者は、市場の設置目的、役割を十分に認識しているとともに、市場運営に係る知識や場内関係事業者の経営に関する情報を有していることから、場内関係事業者に対して、適切な指導・監督が期待できます。

また、市況、食育、市場の P R などの情報発信や、関連商品売場棟の一般開放等により、県民に開かれ、親しまれる市場となることが期待できます。

(2) 経費の縮減

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き人件費等を削減することができます。

指定管理候補者は、引き続き施設利用料の軽減、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-E M S (ミームス))の継続した取組により、

電気、ガス、水道使用量の削減に努めるとともに、新たにゴミの減量対策にも取り組み、環境に配慮した経営と経費削減が見込まれます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

県が推進する、人権尊重型社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防止対策、地域安全対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人情報の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うことを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担についてあらかじめ定めます。

(4) 緊急事態発生時の対応

指定管理期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害の緊急事態が発生した場合は、すみやかに適切な応急処置を行うとともに、県その他関係者に対して通知し、必要な措置について協議を行うよう、指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理施設の整備、管理物件の経年劣化や地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合は指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、施設の利用状況、収支状況、小規模修繕工事の契約状況等について報告を求めます。また毎四半期提出される業務報告書については、市場関係事業者からの意見及びその対応状況についての報告を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認及び評価を行うため、隨時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、サービスや施設の維持管理が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 25 年 12 月 指定管理者の指定

平成 26 年 3 月 協定書の締結

平成 26 年 4 月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項 (審査コメント等)
			みえ中央市場マネジメント株式会社		
1 事業計画書の内容が、市場関係事業者の平等な利用を確保することができるものであること。	卸売市場関係法令等を遵守し、市場関係事業者による公正・公平な市場の利用を通じて、卸売市場の効用を最大限に發揮し、生鮮食料品の安全安心な流通を確保すること。	48点	○第1期指定管理期間に定めた各種要領、取扱基準、社内規定等に基づいた、公平公正な市場の管理。 ○第1期指定管理期間に掲げた経営理念に、「自主的に行動し、社会に信頼され、親しまれる市場」を追加し、関係事業者と共に実現を目指す。	39点	・公平性という観点から見て、概ね妥当である。
2 事業計画書の内容が、市場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	市場施設の適切な維持管理を通じて、卸売市場の効用を最大限に發揮させること。 また、災害や事故等の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行い、市場関係事業者の安全の確保と卸売市場の機能の維持に万全を期すこと。	100点	○施設機械の保守点検を専門事業者に委託し、異常箇所の早期発見及び迅速な修繕の実施。 ○「重要施設の異常箇所の早期発見と通報に関するマニュアル」による、迅速な異常箇所の情報収集及び「三重県地方卸売市場危機管理体制マニュアル」による迅速な対応。 ○災害や事故等の不測の事態に備え整備した、市場全体の危機管理体制マニュアルの活用及び防災訓練の実施。	80点	・概ね妥当である。

<p>③事業計画の内容が、市場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p>				
<p>①生鮮食料品の品質管理の高度化や衛生管理に向け適切な提案がなされているか。</p>				
<p>②市場関係事業者の営業承認や承認取消し等について適切な提案がなされているか。</p>				
<p>③市場関係事業者の取引に対する監視等について適切な提案がなされているか。</p>				
<p>④利用料金の設定について適切な提案がなされているか。</p>	<p>市場関係事業者への公正・公平なサービスの提供などの確な市場運営を通じて、卸売市場の効用を最大限に發揮させること。 ①市場における品質管理の高度化及び衛生管理の徹底 ②公正な市場関係事業者の営業承認 ③市場関係事業者の取引に対する的確な監視 ④利用料金の確実な収受 ⑤施設利用率の向上 ⑥市場関係事業者及び県民サービス向上 ⑦独自の成果目標の設定</p>	<p>○「三重県地方卸売市場に係る市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等取扱基準」及び「三重県地方卸売市場事務処理要領」に基づく審査の実施による公平・公正の確保。 ○生鮮食料品の品質管理の高度化や衛生管理の推進。 ○市場内の売買取引を公正に行うための通報制度の構築と対策マニュアルの策定。 ○顧客満足度調査結果を受けた、要望事項への対応。 ○施設利用料金の減免基準の継続。 ○開かれた市場を推進するため、県民への情報発信。</p>	112点	96点
<p>⑤利用料金、電気・水道料等の徴収について適切な提案がなされているか。</p>				
<p>⑥施設利用率の向上のための具体的な提案がなされているか。（入場者の増加や既存入場者による施設利用の促進など）</p>				
<p>⑦市場関係事業者へのサービス向上につながる具体的な提案がなされているか。</p>				
<p>⑧県民へのサービス向上につながる取組の提案がなされているか。</p>				
<p>⑨基本的な市場運営業務及び施設の利用促進・サービス向上等の運営に係る独自目標が適切に設定されているか。</p>				
<p>(提案型事業) ⑩市場関係者の主体性を引き出す具体的で適切な提案がなされているか。 ⑪県市場の目指すべき姿を達成するため、具体的で適切な提案がなされているか。 ⑫目標設定が具体的で実現可能であるか。 ⑬その他</p>	<p>・提案型事業の目標を達成すること。</p>	<p>○関連商品売場棟への入場者数を年間12,000人。 ○市場ブランド商品を5か年間で5点開発。 ○5年後の市場ごみ排出量の半減。</p>	80点	57点

<p>4 事業計画の内容が、市場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>①提案された事業内容に基づいて、収入、支出の積算が適切に行われているか。</p> <p>②管理運営業務で、収入の増加、経費の縮減に向けた実効性のある提案がなされているか。</p> <p>③卸売市場施設を活用した実効性のある自主事業の提案がなされているか。</p>	<p>県が示した平成25年3月31日時点の施設利用料の徴収額を基準としたうえで、経営の安定を図ること。</p>	<p>48点</p>	<p>○現状の施設利用料金の軽減率の維持（28%）。 ○運営コストの削減による支出削減。 ○施設利用料減免基準の継続等による既存利用者の入居維持、及び減免基準を活用した施設利用面積拡大による収入の増加。</p>	<p>36点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量など計画の精緻化を進め、支出を削減することで、収支計画の実現を図り、安定的な経営を行っていただきたい。
<p>5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。</p> <p>①提案された管理運営や、事業内容を確実に実施するための人材確保や人員配置は適切か。</p> <p>②提案された管理運営や、事業内容を確実に実施するための組織体制、勤務体制になっているか。</p> <p>③業務をチェックし、改善するしくみの構築について、適切な提案がなされているか。</p> <p>④人材育成の方針、考え方は適切か。</p> <p>⑤業務に必要な研修（業務研修、人権研修など）を実施する計画が提案されているか。</p> <p>⑥全体として、必要な財務基盤を有しており、経営として健全か。</p>	<p>市場の管理運営に必要な人材及び人員を確保するとともに、チェック機能が働く組織体制を構築すること。 また、指定管理者として、職員の資質向上、能力開発など人材の育成に努めること。</p>	<p>80点</p>	<p>○人材育成に資する研修参加や自己研鑽への支援。 ○業務の効率化とチェック機能の発揮のための正副担当者制の継続。 ○社内全体会議の定期開催による、情報の共有化及び業務改善の推進。 ○市場運営に必要とされる能力取得のための勉強会の開催やベンチマーク等の実施。</p>	<p>59点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理部門で計上された利益を社外流出させることなく、新たな商品開発等を行っていただきたい。 組織図からは、人員的余裕があまりないと感じられるため、役割分担をしっかりと決めて業務にあたっていただきたい。 業務改善については、PDCAが回るよう、更なる取組を進めていただきたい。
<p>6 その他上記の項目以外で指定管理候補者がアピールできる事項</p> <p>①事項の記載があれば、その内容が、当該申請者が、指定管理者となることで県市場に貢献できるか。</p>	<p>当該申請者が、指定管理者となることで県市場に貢献できること。</p>	<p>12点</p>	<p>○現指定管理者としての実績。</p>	<p>9点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現指定管理者として、顧客満足度アンケートの実施、それを受けた改善の取組など評価できる。今後もアンケート結果に優先順位を付けて、卸売市場の改善に取り組んでいただきたい。
総合審査結果		480点		376点	

※第3回選定委員会時に委員1名の欠席があったため、満点は480点となっています。

指定管理候補者として選定された団体の名称等

団体の名称等	三重県松阪市小津町800番地 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 山下 純一郎
選定委員会の講評	現指定管理者ということで、具体的に方針等が定められているが、目的の達成を目指し、より活性化された市場となることを期待します。

1 農林水産物のブランド化戦略について

1 これまでのブランド化戦略の取組課題

本県では、県産農林水産物のブランド力を高めるため、平成13年度に「三重ブランド認定制度」を創設して、優れた県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定するとともに、全国に情報発信することにより、三重県の知名度向上につなげる取組を行ってきました。

しかしながら、この取組を進める中で、

- ・ ブランド力のある県産品を三重ブランドに認定することや情報発信することが重視され、新たにブランド化をめざす商品の独自性の向上が十分でない
 - ・ ブランド力の向上には、大都市圏のマーケットでの評価も重要となるが、新たにブランド化をめざす商品の販路開拓が十分でない
- という課題も明らかになりました。

2 ブランド化戦略の見直し

このため、県では上記の課題に対応し、新たな三重ブランドが創出できるようブランド化戦略の見直しを行い、次の取組も併せて実施しています。

(1) フードコミュニケーションプロジェクトを活用した商品力向上

生産者や加工事業者等を対象に、商談会シートの活用を促進する研修会を開催し、大都市圏への販路拡大に向けたより実践的な商品力や営業力の向上を図る。

(2) 戦略ブランド育成事業を活用した商品力の向上

商品力のある農林水産物については、専門家を派遣し、商品の機能性分析などについて必要な助言指導を行い、商品の独自性をさらに向上させる。

(3) みえフードイノベーションによる新商品の開発

産学官が連携して、県内の未利用農林水産物等を活用し、さまざまな主体の知恵、技術を連携させ、売れる商品づくりを進める「みえフードイノベーション・プロジェクト」により、新商品を開発する。

(4) みえセレクション制度による商品力の向上、情報発信

事業者の申請に基づき、県が特徴ある優れた商品を選定し、選定した商品を大都市圏に発信することにより販路の拡大を図る。また、当該制度を通じて、事業者に商品力のある商品開発を促す。

3 販路開拓の取組みとの連携

ブランド化戦略によって生まれた商品は、三重テラスにおいて「みえセレクションコーナー」等の設置や商談会を開催するほか、全国への販路開拓をめざす「平成おかげ参りプロジェクト」でも販売を行っていきます。

また、販路開拓に向けた取組結果を事業者にフィードバックすることにより、さらにブランド力を高め、新たな三重ブランドを創出していきます。

2 農地中間管理機構について

1 現状（背景、課題）

(1) 農地中間管理機構の設置について

農地中間管理機構（以下、「機構」という）は、新たに公布された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等による農業の生産性向上のため、農地中間管理事業を行う法人として、知事が県で一法人（第三セクター）を指定するものであり、国からは遅くとも平成26年6月末までの発足を求められています。

本県においても、近年、農業経営体への農地集積の伸び率が鈍化し、耕作放棄地も増加傾向にあることなどを踏まえ、水田農業の担い手育成や茶園、果樹園の集積推進など本県の諸課題にも対応できるような機構の設置に向けての準備を進めています。

(2) 農地中間管理機構の仕組みについて

機構は、これまでの市町、農業委員会、JAなどを中心とした農地集積の促進手法に加え、県が主体となり、農地の受け手の公募や農地情報の開示などにより、①農地の借受け・貸付け、②当該農地の管理、③当該農地についての土地改良など農地の利用条件の改善等の事業を行うこととしており、農業経営体への農地集積の促進とともに、企業も含めた農業の新たな担い手の確保や耕作放棄地の解消などに取り組む制度となっています。

また、機構の運営等に対し、県が関与する仕組みが整備され、①役員の選任・解任、②事業規定、③事業計画・収支予算、④農用地の利用配分計画等は知事の認可を必要とするとともに、機構内に、事業の実施状況を評価し意見を述べる評価委員会を設置するとしています。そのほか、機構の事業について、関係機関の総力をあげて効率的・効果的に実施できるよう、事業の一部を市町等に委託できるとしています。

(3) 農地中間管理機構の運営経費について

機構の運営経費については、既に、国の来年度概算要求で、農地中間管理事業に要する経費を約655億円計上されているところですが、さらに、来年度当初からの円滑な実施に向け、本年度の補正予算においての計上を検討するとともに、年度をまたいで事業を安定的に実施するため、県に基金を設置し、補助金の交付ルートを、国→県（基金→一般会計）→機構とするとしています。

また、事業費の一部について地方負担を求めることが検討されていることがあります。今後の国の動きについても注視していく必要があります。

2 平成25年度の取組

(1) 県の事務手続きについて

平成26年度当初での機構設置に向けて、厳しい日程での手続きを国から求められるなか、本年度中に国の補助金を受け入れるための基金条例の制定に向けた手続きを進めるとともに、本県における機構の指定や農地集積目標等を位置づける「農地中間管理事業県基本方針」の作成に取り組んでいく必要があります。

(2) 県農地中間管理機構の指定に向けて

本県での機構の指定に向けては、法律の指定要件を満たすとともに、県域を対象とした農地保有合理化法人として、市町、JAなどと連携して農地集積事業を行っており、併せて、新規就農者や集落営農組織等の育成に取り組んでいる（公財）三重県農林水産支援センターを候補として、①機構事業による重点推進事項、②組織体制、関係機関との連携、③借り受ける農地の選定や公平な貸付先決定の方法など運営上の課題に対する検討を進めています。

また、機構の効率的な運営のためには関係機関の協力が不可欠なことから、市町、農業委員会、JA等関係機関の意見を十分に聞いて、地域の実情に即した農地集積の仕組みづくりに取り組んでいくこととしています。

今後とも、国の制度構築の動きに十分留意し、本県農業の担い手への農地集積の加速化、生産性の向上に取り組んでまいります。

3 県農地中間管理機構の設置に向けたスケジュール

(1) 平成25年12月～平成26年2月

農地中間管理事業県基本方針の検討

基金設置に関する条例案の提出（2月定例月会議）

平成25年度農地中間管理機構にかかる補正予算案提出

（基金設置のための補正予算：2月定例月会議）

(2) 平成26年3月予定

農地中間管理事業県基本方針の策定・公表

(3) 平成26年4月～6月予定

農地中間管理機構の指定・公表

農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施

3 米の産地偽装事案への対応について

1 事業の概要

今回の米の産地偽装事案は、三瀧商事(株)、(株)ミタキライス、稻垣製茶(株)、(有)柳原商店、(株)ジャパンゼネラル、全国穀類工業協同組合三重県支部の5事業者、1団体が関係し、外国産米の偽装、加工用米の主食用への転用、多種多様な国産米の産地偽装を行い、小売店や食品製造業者に販売したものです。

2 事業への対応状況

(1) 三重県、農林水産省の立入調査状況

本県は、農林水産省と合同で、平成25年9月から10月まで、6事業者等に対し、米の偽装に係る事実確認のため、立入調査を実施しました。

なお、立入調査の実施に当たっては、農林水産部農産園芸課（食糧法）、農産物安全課（米トレーサビリティ法。以下、「米トレ法」という。）、健康福祉部食品安全課（JAS法）が連携して行いました。

区分	立入調査先	調査者	対象法
広域事業者	三瀧商事(株)	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法、JAS法
	全国穀類工業協同組合 三重県支部	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法
県域事業者	(株)ミタキライス	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法、JAS法
	(株)ジャパンゼネラル	三重県	食糧法、米トレ法、JAS法
	稻垣製茶(株)	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法
	(有)柳原商店	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法

(2) 食糧法、米トレ法、JAS法に基づく勧告等の状況

10月4日に広域事業者である三瀧商事及び全国穀類工業協同組合に対しては農林水産省が、県域事業者であるミタキライス、ジャパンゼネラル、稻垣製茶、柳原商店に対しては県が、食糧法、米トレ法、JAS法の規定に基づき指示、勧告、指導を行うとともに事業者名の公表を行いました。

県域事業者である4社から、それぞれ改善報告書が提出され、その内容について確認するため、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課による検査チームにより、立入検査を実施しています。

事業者名	関係法	種類	改善報告書
(株)ミタキライス	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—
	JAS法	指示	○
(株)ジャパンゼネラル	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	○(任意)
	JAS法	指示	○
稻垣製茶(株)	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—
(有)榎原商店	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—

※改善報告書欄の「○」は報告書が提出されたことを示す。

3 再発防止に向けた取組

(1) 特別監視指導の実施

県内の主要な米穀取扱事業者 28 社を対象に、10月30日から平成26年3月末にかけて、特別監視指導を実施します。

特別監視指導については、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課のほか、必要に応じて東海農政局津地域センターも加わった特別監視指導チームで行っています。また、対象となる米穀取扱事業者への伝票調査に加えて、外国産米や加工用米を取り扱う事業者に対しては、主な仕入れ先や納入先の追跡調査、さらには米の品種や国産米、外国産米の判別の科学的検査を行います。

実施にあたっては、10月17日に、三重県食品表示監視協議会（東海農政局主催）を開催し、実施要領、対象事業者の範囲、広域事業者における国との連携について協議しました。

①伝票類の調査

主食用米、加工用米についての聴き取り及び伝票類の調査を行うとともに、仕入先、納入先での伝票調査などを行います。

②科学的検査

科学的検査については、次のとおり事業者に委託して順次検査を行っています。

ア 委託事業者 ビジョンバイオ株式会社

イ 検査の内容 DNA検査：米の品種判別

微量元素測定：国産米と外国産米の判別

③結果の公表

逐次、県ホームページで結果を公表する予定です。

12月10日現在、5事業者に立入調査を行い、うち3事業者については加工用米を取扱っていたため、主な仕入れ先、納入先についても立入調査を行いました。

現在、伝票等の精査と科学的検査を行っています。

(2) 「米穀の流通販売にかかるコンプライアンス研修会」の開催

県内の米穀取扱事業者等を対象に、法令遵守及び関係法令に関する研修会を開催したところ、関係者130名の参加があり、法令遵守や関係法令を習熟することの重要性をあらためて確認いただきました。

日時：11月25日（月）14時から16時30分

場所：三重県労働者福祉会館 6階 講堂

対象：米穀取扱事業者、米穀取扱関係団体

内容

- ①法令遵守について（講師：楠井嘉行弁護士）
- ②各法令（食糧法、米トレ法、JAS法）について

4 三重県食の安全・安心確保基本方針等の見直し検討

今回の米の産地偽装事案を踏まえ、食の安全・安心の確保に向けた取組の一層の充実を図るとともに、「効果的な再発防止策」「事業者のコンプライアンス意識」などの観点から、三重県食の安全・安心確保基本方針及び行動計画の再点検を行っています。

4 新しい米(水田農業)戦略の基本方向について

1 成果と課題、新たな米戦略の必要性

本県の米及び水田農業のめざすべき方向と方策を定めた、現行の「米戦略」については、平成16年3月に策定しています。

同戦略では、「人と自然にやさしい三重の米づくり」をコンセプトに、米・麦・大豆等の生産振興や望ましい水田農業構造の実現に向けた方策等を定めています。

(1) 現行の戦略の成果と課題（別添3上段、中段上左）

この戦略に基づき、取組を進めた結果、

- ・ 人と自然にやさしい生産技術の普及・定着
- ・ 担い手の直接販売やJA直売の拡大、需要に応じた新品種の開発
- ・ 主穀中心の認定農業者の増加、三重県型集落営農の進展
- ・ 米の需給調整に応じた計画生産の実施、麦・大豆等戦略作物の生産面積の拡大
- ・ 地域に応じた作物生産の拡大、環境保全向上対策事業の取組の拡大など、一定の成果が得られました。

しかしながら、

- ・ 主食用米の1等比率の低迷
- ・ 「結びの神」や「県産コシヒカリ」などのブランドの確立
- ・ 麦・大豆等戦略作物のさらなる面積拡大と生産性向上
- ・ 地域の実状に応じた水田営農の取組地域の拡大

が課題として残っています。

(2) 水田農業を取り巻く状況の変化（別添3中段上右4項目）

加えて、策定から9年がたっており、

- ・ 米の需給調整制度の見直し
- ・ 経営所得安定対策の見直し
- ・ 農地中間管理機構の設置による農地集積の加速化
- ・ 国際的な経済連携の進展

といった、水田農業を取り巻く状況の変化が見られています。

(3) 今後の本県の水田農業における課題（別添3中段）

現行戦略での残された課題、水田農業を取り巻く状況の変化から、

- ・ 農業者が主体的かつ的確に水田作物を生産できる環境整備
- ・ 米に対するニーズへの的確な対応と新たな販路開拓
- ・ 麦・大豆の需要への的確な対応
- ・ 水田作物の生産の低コスト化による生産の効率化
- ・ 持続的に食料を安定供給する地域体制の整備

などの課題に対し、今後対応を行う必要があります。

2 新しい米戦略の概要

今後の本県の水田農業における課題に的確に対応するため、水田農業に関わる方々が一体的に取組を行うための指針として、新しい戦略を策定します。

新しい戦略では、「需要につながる生産の最適化による『もうかる水田農業』の実現」をコンセプトに、「作る水田農業」から「売れる水田農業」への転換、さらに「もうかる水田農業」につながる取組を進めます。

このコンセプトのもと、三重県らしい水田作物の販売戦略の実施に向けて

(1) 「水田作物を売るための環境づくり」

高品質米の生産、水田作物の低コスト化等に向けて

(2) 「生産力・収益力のある水田作物づくり」

水田を担う経営体、地域体制の確立に向けて

(3) 「持続的に発展する水田農業基盤づくり」

を3つの視点とし、このもとの方策として、

①水田作物のマーケティング対策

②米・麦・大豆の生産性向上対策

③地域に適した作物の生産性向上対策

④水田作物の持続的供給体制の確立対策

を4つの方策として、このもとで、具体的な取組を実施します。

3 今後のスケジュール

今後、水田農業に関わる関係機関等と引き続き意見交換や協議を重ねたうえで、戦略(案)を策定し、平成26年3月の常任委員会でご説明申し上げます。

5 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について

1 現状（背景・課題）

平成24年度のニホンザルやニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による本県の農林水産被害額は、約7億円となり、平成23年度に比べて約1億2千万円減少しましたが、依然として野生鳥獣による被害は、深刻な状況です。

本県では、現在、ニホンジカ、イノシシについては、鳥獣保護法に基づく保護管理計画を策定し、被害の減少と地域個体群の安定的な維持に向けて取組を進めているところですが、ニホンザルについては、計画の策定に至っていません。

このため、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定します。

2 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）（中間案）について（別添4参照）

計画の主な内容は、次のとおりです。

（1）計画期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日

（2）区域：県内全域

（3）目標：①農作物被害を減少させる。

②地域個体群を安定的に維持させる。

（4）目標達成の方策

○被害防除対策

○加害レベルに応じた対策

○モニタリング調査等の実施

3 今後の対応

計画の策定に向けた主なスケジュールは、次のとおりです。

事 項	時 期
国・隣接県への協議	平成25年12月中旬～
パブリックコメント、県内市町への意見照会	平成25年12月中旬～
公聴会	平成26年1月下旬
県議会常任委員会への説明（最終案）	平成26年3月上旬
三重県自然環境保全審議会への諮問	平成26年3月中旬
県公報登載	平成26年3月下旬

6 みえ森と緑の県民税について

1 県民等への周知

(1) 平成25年4月～11月20日の取組状況

県民の皆さんへ税導入をお知らせするため、県政だよりや新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオなどの多様な媒体を使った広報活動のほか、イベントや主婦層をターゲットにしたショッピングセンターでの周知活動等を行い、さまざまな層への浸透を図っています。

本年9月～10月には、「森林フェスタ2013四日市」でのブース開設、新聞への広告掲載を2回実施するほか、県庁玄関ホールでのPR画像の放映等を行いました。

11月中旬には、税務署と連携して開催した「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行ったところです。

また、経済団体や市町に広報誌への記事掲載等をお願いし、これまでに56件でご協力いただいており、市町広報誌については全ての市町で年度内に掲載いただく予定です。

さらに、税の導入目的や使途、課税内容についての理解を深めるため、県職員が地域の集会や団体等の会議に参加させていただき、税制度の説明をこれまで203回実施しています。

(2) 今後の取組

税の周知についてこれまでの取組を引き続き実施するとともに、市町の広報誌や経済団体等の会報誌への記事掲載について重ねて協力を依頼します。

税導入前の平成26年1月～3月には、バスマスク広告や県内主要駅へのポスター掲示、ケーブルテレビでの広報番組の放映、ラジオでの告知などにより周知活動を強化してまいります。

2 税収事業の実施に向けて

(1) 市町交付金事業

平成26年4月からの円滑な事業実施に向け、地域機関ごとに設置した情報交換の場や個別相談などを通して、県と市町が協働で当初予算編成作業と併行して、市町交付金事業の具体化を進めており、里山や竹林の整備、人家裏の森林整備、森林環境教育等が検討されています。

また、申請に基づき交付する特別配分枠活用事業については、市町から、水源林の公有林化、小中学校への木製机・イスの導入、公共施設等の木造化等について申請がありました。年内に配分見込額等を市町に通知することとしています。

(2) 県事業の準備

平成26年度から実施する土砂や流木の発生について緩衝機能を發揮する森林づくりの整備指針の策定、事業予定箇所ごとの具体的な整備内容の決定や所有者の特定など、円滑に事業に着手できるよう事前準備を進めています。

7 水源地域の保全に関する取組について

1 全国の動向

林業の採算性が悪化する中、森林の手入れ不足が懸念され、国は、森林売買等を把握し、森林所有者に森林整備を働きかけるために、森林法が改正され、平成24年4月1日から森林を新たに取得した者に対して、市町村長への事後届出が義務づけられたところです。

一方、11道県において、水源地域の保全や水資源の保全の観点から森林の売買等について事前届出を義務づける条例が制定されています。

2 本県の状況

平成22年度より県庁内の連絡会議として「森林・水資源の保全に関する情報交換会」を設置し、各担当部局と森林売買等について全国的な情報共有、本県における状況把握や課題整理を行ってきたところです。

これまでのところ、三重県内においては、森林の売買などで、水源地域の森林の保全に影響を及ぼすような事案は発生していません。

しかしながら、本県においても、山村地域の過疎化が進み、不在村森林所有者の増加や世代交代などで、自分の森林の境界や所在地がわからないなど、森林所有者の森林への関心の低下が課題となっています。

特に奥地の水源地域などの森林については、森林所有の問題も含め、保全管理をどのように進めていくかということは大きな課題となっています。

3 条例制定県等の調査

今後の本県の水源地域の保全に向けた取組の参考にするため、水源地域の保全に関する条例を制定している全ての道県を対象に、本年6月に電話等の調査を行うとともに、8月には埼玉県、福井県を訪問して現地調査を行いました。

条例を制定した道県では、水源地域を指定し、事前届出制度を設けることにより、無秩序な立木の伐採や森林の乱開発等に対して一定の抑止効果が期待されています。

また、森林の不適切な利用を森林所有者や県民全体で抑止していくという意識醸成に一定の効果も期待されております。

一方、森林売買時における森林所有者の事務手続きの煩雑さ、森林売買時の支障等の課題が考えられています。

今回の調査結果から、条例の目的は、「水源地域の保全」と「水資源の保全」に大別されることが分かりました。

また、全ての道県は、事前届出制度を採用しているものの、届出期限は30日前から3ヶ月前と幅があり、届出に基づく県の指導助言の内容や、無届けや虚偽届出の場合に対する罰則の有無など、仕組みが様々に異なっています。

4 今後の対応

水源地域の保全に関する条例を制定した道県では、水源地域の森林売買の抑止効果や森林所有者や県民の森林に対する意識醸成等に一定の効果が期待されるものの、森林所有者の事務手続きの煩雑さ等の課題もあることから、その効果や課題について関係者に意見を聞くなど検討を進めてまいります。

【参考】条例制定県等の調査結果概要

(1) 条例の目的

目的	道県数	備考
水源地域の保全	8	埼玉県、群馬県、茨城県、山梨県、福井県、岐阜県、石川県、富山県
水資源の保全	3	北海道、長野県、山形県

(2) 事前届出の期限

期限	道県数	備考
30日前まで	7	埼玉県、群馬県、茨城県、山梨県、福井県、岐阜県、石川県
6週間前まで	1	富山県
2ヶ月前まで	1	山形県
3ヶ月前まで	2	北海道、長野県

(3) 罰則の有無

罰則	道県数	備考
罰則あり	5	福井県、岐阜県、石川県、山形県、富山県
罰則なし	6	北海道、埼玉県、群馬県、茨城県、山梨県、長野県

8 新素材を活用したアサリ増養殖への取組と成果について

1 はじめに

アサリ漁獲量は、全国では昭和 58 年の 160,000 トン、県内では昭和 58 年の 15,000 トンをピークに平成 20 年以降は、全国で 30,000 トン、県内で 2,000 トン前後にまで減少しており（別添 6 図 1）、資源回復を図ることが課題となっています。

このような中、鳥羽磯部漁業協同組合浦村支所浦村アサリ研究会（以下「研究会」という。）は、研究機関や水産業普及指導員の指導を受け、地元で稚貝を確保した新たなアサリ養殖技術に取り組んだ結果、平成 25 年度農林水産祭天皇杯を受賞しました（図 2）。

農林水産祭天皇杯とは、過去一年間の農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した者から、7 部門（農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産、むらづくり）毎の最上位に授与され、受賞者は天皇皇后両陛下に直接業績を説明します。

2 取組の経緯と成果について

（1）研究会の取組と成果

研究会は、平成 22 年に若手力キ養殖業者 6 名（平均年齢 38 才）で結成され、（独）水産総合研究センター増養殖研究所（南伊勢町）や県水産業普及指導員の指導を受け、廃棄物である力キ殻（図 3）を原材料に製造した力キ殻加工固形物（図 4）を用いて、地元でアサリ稚貝（図 5）を採集し、箱に入れて筏からつり下げる「垂下式養殖」（図 6）という新たな養殖技術に取り組みました。

力キ養殖が基幹漁業である浦村地区において、夏場の収入源をアサリ養殖で新たに確保し、漁業経営の改善に取り組んだことで、「もうかる水産業」を実現しました。

（2）アサリ資源回復の取組と成果

県では、アサリ資源の回復をめざし、力キ殻加工固形物を利用した採苗方法を導入し、伊勢湾においてアサリ資源回復の実証試験を伊勢市の海岸（村松町、二見町）で実施しています。

実証試験では、力キ殻加工固形物と砂利を混ぜて袋に詰めたものをアサリが着底するための基質（図 7）として、平成 24 年 3 月に干潟に設置し、アサリの着底状況を調査しました。

この結果、その年の夏には着底基質 1 袋あたり平均 300 個体のアサリが確認され、周囲と比較して明らかに多くのアサリが定着することが判明しました。

また、伊勢湾のアサリは 1 年で 10～15mm 成長することがわかっていますが、着底基質内に定着したアサリは 4 月～11 月の間で約 23mm の成長が確認され、周囲のアサリよりも成長が 2 倍程度早いことが確認されています（図 8）。

3 今後の対応方針

(1) 伊勢湾におけるアサリ垂下式養殖の検討

県では、カキ殻加工固形物を用い、アサリ稚貝を採集している伊勢市の2地区において、集めた稚貝の一部を利用し、地先海面での垂下式養殖試験を実施することとしており、採算性や作業性を含め検討して、伊勢湾におけるアサリ垂下式養殖の確立をめざしていきます。

(2) アサリ資源回復の取組

伊勢湾のアサリ資源回復に向けて、着底基質を活用したアサリ稚貝の効率的な確保を行い、母貝場への放流、産卵までのサイクル（図9）の確立に取り組むとともに、国に対して新素材の着底基盤材を使用した増殖場造成が、国庫補助事業として採用されるよう提言し、さらに効果的・効率的な水産基盤整備事業の実施に取組んでまいります。

9 シラスウナギ特別採捕の規制強化について

1 現 状

三重県では木曽岬町等で8件のウナギ養殖漁業が営まれています。平成23年度の生産量は344トンで、平成3年の1,819トンをピークに大きく減少しています。

ウナギ養殖は、冬期に河川に遡上するシラスウナギと呼ばれる全長5～6cmの稚魚を種苗として、1年前後飼育され200g程度で出荷されます。

ニホンウナギの種苗生産については、独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所（南伊勢町）が平成22年に人工ふ化した魚を親魚として採卵し養殖を行うことに成功しており、種苗の大量生産に向けた技術開発がすすめられているところです。

全長20cm以下のウナギは、県漁業調整規則第37条で採捕を禁止していますが、養殖用種苗確保の目的で採捕する場合に限り、規則第49条に基づき特別採捕の許可をしています。

特別採捕許可の期間は12月15日から4月30日までで、許可対象者は、漁業協同組合（海面及び内水面）、養鰻業者と採捕契約を締結した団体（採捕団体）等としています。また、採捕したシラスウナギの出荷先を採捕団体と販売契約を結んだ集荷人（指定集荷人）のみとしてきました。

2 課 題

近年、ニホンウナギの稚魚の採捕数量は、東アジア全体で減少しており、シラスウナギの保護が全国的な課題となっています。三重県でも過去10年間で採捕量が400kgから100kgへと4分の1に減少し、供給不足のため、平成20年度は1kgあたり14～50万円であったシラスウナギの価格が平成23年度以降は200～260万円と高騰しています。

3 対 応

シラスウナギの保護と適切な利用を図るため、今年度からの特別採捕許可について全国的に規制強化が検討され、本県では、平成25年度以降の採捕に関する規制を次のとおり強化します。

(1) 採捕期間の縮減

愛知県と足並みを揃えて、今年度からは12月16日から4月30日までとし（1日短縮）、さらに1月から4月まで毎月5日を定休とすることで（4日短縮）、現行よりも5日間短縮します。

(2) 採捕数量の報告等の義務化

県内の養鰻業者がシラスウナギを確保できるよう、今年度からは、出荷先を県内の養鰻業者に拡大する一方で、許可対象者へ、採捕数量と出荷数量を月1回県に報告することを義務化し、違反者には六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又はこれを併科することを罰則として適用します。

(3) 採捕の指導・取締

これまでも警察や海上保安部など取締関係機関と連携して、区域違反や期間外の採捕など違法な採捕の摘発・防止に努めており、今後はさらに連携を強化します。

(4) 規制内容の周知

規制強化の内容については、説明会等を開催し周知徹底します。

これらの取組により、シラスウナギの適切な管理・保護のもとで、将来も養殖業が営まれ、ウナギが安定して供給されるよう努めてまいります。

10 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年 9月13日～平成25年11月21日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年9月17日（火）
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 内山 智裕 外3人出席
4 質問事項	三重県地方卸売市場指定管理候補者の第2次審査（ヒアリング審査及び総合判定）について
5 調査審議結果	第1次審査を通過した1法人について、第2次審査（ヒアリング審査及び総合判定）を実施し、みえ中央市場マネジメント株式会社を指定管理候補者として選定しました。
6 備考	